西尾市認可保育所等設置運営事業者募集要項

令和８年１１月

西　尾　市

認可保育所等設置運営事業者の募集について

１　目的

西尾市では、子ども・子育て支援法(平成２４年８月２２日号外法律第６５号)第６１条第１項による「市町村こども・子育て支援事業計画」に基づき、令和７年３月に「西尾市こども計画」(以下「こども計画」という。)を策定しました。

こども計画では、０～５歳の人口が徐々に減少する一方、核家族化の進行や女性の労働力率の上昇等により、３歳未満児保育の需要が高まっていることから、規模の見直し及び統合を検討することとしています。

西尾市立寺津保育園は昭和５３年３月の建築から、現時点で約４８年が経過し、西尾市立巨海保育園は昭和４４年３月の建築から、現時点で約５７年が経過しており、施設の老朽化が進んでおります。また、３歳未満児保育につきましては、現行の寺津保育園は１歳以上児から、巨海保育園が生後６カ月から保育を実施しています。両園ともに３歳未満児の保育ニーズ増加への十分な対応が求められています。

そこで、西尾市では、すべての子どもが良質な環境の中で育っていくことができるように、市が新たに取得する寺津小校区内の土地に幼保連携型認定こども園の設置及び運営を行う法人（以下「事業者」という。）を次のとおり募集します。

２　事業概要

老朽化が進んでいる西尾市立寺津保育園及び巨海保育園について、こども計画に基づき、寺津小校区内に民間法人が設置運営する幼保連携型認定こども園を移転新築することとします。建設用地として約４，６００㎡の市有地を無償で貸し付けます。事業者は、この用地に幼保連携型認定こども園を建設し、運営していただきます。

また併せて、幼保連携型認定こども園において、休日・祝日保育を実施していただきます。

３　事業計画概要

事業年度	事業概要
令和８年度	事業者選考（市）
令和９年度	用地使用貸借契約（市⇔法人） 施設設計並びに施設建設（法人） 施設整備費補助（市）
令和 10 年度	施設建設（法人） 施設整備費補助（市）
令和 11 年度	幼保連携型認定こども園開園（４月１日）

【参考】令和８年１０月１日時点の寺津保育園、巨海保育園の認可定員、入園児数

寺津保育園

認可定員：	２０１人	０歳児：	０人	１歳児：	１５人	２歳児：	３０人	
		３歳児：	５２人	４歳児：	５２人	５歳児：	５２人	
入園児数：	１５８人	０歳児：	０人	１歳児：	１５人	２歳児：	２２人	
		３歳児：	４２人	４歳児：	４５人	５歳児：	３４人	

巨海保育園

認可定員：	７８人	０歳児：	６人	１歳児：	１５人	２歳児：	１８人	
		３歳児：	１３人	４歳児：	１３人	５歳児：	１３人	
入園児数：	７７人	０歳児：	３人	１歳児：	１５人	２歳児：	１８人	
		３歳児：	１１人	４歳児：	１９人	５歳児：	１１人	

４　施設計画概要

建　設　地	西尾市寺津町天王山１７番１ はじめ２９筆（「別紙１」参照）
定員予定	**２３１人以上** （想定定員：0歳児 9人、1歳児 ３0人、2歳児 ４２人、3歳以上児 １５０人） ※ 保育年齢は生後６か月以上を想定
敷　地	約４，６００㎡ （市が事業者に無償貸付を行う。正確な面積は実測によるものとします。）
建　物	地上２階建まで ※ 事業者による設計・建設
施設種別	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年６月１５日号外法律第７７号）第１７条第１項に基づき認可を受けて開設する**「幼保連携型認定こども園」**
接面道路	南側幅員：約６ｍ市道
用途地域等	都市計画区域内　第１種住居地域
建ぺい率	６０％
容積率	２００％
防火地域等	建築基準法(昭和２５年５月２４日法律第２０１号)第２２条該当区域
高さ制限	道路斜線制限：有、隣地斜線制限：有、日影規制：有
下水道	整備済区域
その他	宅地造成及び特定盛土等規制法規制区域内

＊ 建築基準関係規定については、市建築課等で確認してください。

＊ 都市計画法（昭和４３年６月１５日号外法律第１００号）に基づく開発行為の許可を得る必要があります。

＊ 建設計画作成時には「矢作川沿岸水質保全対策協議会」と事前に協議を行ってください。

5　建設用地等の貸付条件

⑴　貸付料

無償

⑵　貸付方法

西尾市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和３９年３月２１日西尾市条例第１１号）に基づき普通財産として、使用貸借契約を締結します。

⑶　貸付条件

ア 貸与を受けた敷地は第三者に転貸してはならず、原則、幼保連携型認定こども園における教育・保育以外の目的に使用しないこと。

イ 現状引渡しとする。敷地内の既存の構造物、埋設物、樹木等の撤去や造成工事に伴う費用は事業者負担とします。実施にあたっては市と事前に協議するものとします。

ウ 貸与を受けた敷地の維持・管理に要する費用は、事業者の負担とします。

エ 造成、施設の建設及び敷地の維持管理に伴い第三者に与えた損害については、事業者がその責を負い、その費用を負担すること。

オ 敷地に対する抵当権等の権利の設定はできません。

カ 建物に抵当権等の権利を設定する場合は、あらかじめ市の承諾を得ること。承諾にあたっては、その目的、債権額、債権者等を市に報告していただく必要があります。

6　応募条件

次に掲げる事項の全てを満たす法人とします。

(1) 愛知県内において、次に掲げる施設のいずれかを現に運営しており、かつ、当該施設の運営実績の合計期間が３年以上である私立学校法人、又は、社会福祉法人であること。

ア 学校教育法（昭和２２年３月３１日法律第２６号）第４条第１項第３号の規定により認可された幼稚園

イ 児童福祉法（昭和２２年１２月１２日法律第１６４号）第３５条第４項の規定により認可された保育所

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１７条第１項の規定により認可された幼保連携型認定こども園

(2) 市の保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。

(3) 幼保連携型認定こども園を建設するために、健全かつ適正な資金計画を立案できること。

(4) 幼保連携型認定こども園を運営するために、必要な経営基盤や社会的信望を有していること。

(5) 障害児保育、長時間保育、一時保育等の特別保育を、西尾市の方針及び地域ニーズを踏まえ、積極的に実施すること。
(6) 園児の安全な登降園および送迎時の交通安全を確保するとともに、周辺住民の生活環境に配慮し、渋滞対策等の地域環境に配慮した対策を講じることができること。また、地域の様々な要望や行事などに積極的に関わり地域に貢献する姿勢を保つこと。
(7) 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集にかかる諸条件(別紙２)に示す条件を遵守できること。

7　欠格事項

次に掲げるいずれかの事項に該当する事業者は、応募することができません。
(1) 役員等に、次のいずれかに該当する者がいる事業者
　ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
　イ 懲役又は禁錮の刑に処され、その執行が終わらない者
　ウ 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留され、又は、起訴された者で判決が確定にいたるまでの者
(2) 過去に重大な事故を起こした、又は、係争中の事業者
(3) 民事再生法（平成１１年１２月２２日号外法律第２２５号）の適用を申請した事業者
(4) 西尾市暴力団排除条例(平成２３年１２月２７日西尾市条例第７７号)に基づく排除対象事業者
(5) 税を滞納している事業者

8　失格事項

次のいずれかに該当する場合は、事業者選考の対象から除外します。
(1) 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が選考審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
(2) 提出書類に不備、又は、虚偽の記載があった場合
(3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
(4) この要項に違反、又は、著しく逸脱した場合
(5) その他不正行為があった場合

９　応募手続

(1) 募集要項の公開

令和８年１１月１２日（木）から市ホームページに募集要項、募集にかかる様式などを掲載しているので、ダウンロードしてください。

(2) 質問の受付

ア 原則として、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

イ 質問がある場合は、令和８年１１月１８日（水）午後５時までに「質問票」をメールで送付してください。

ウ 質問及び質問に対する回答は、ホームページにて公表します。

エ 質問に対する回答及び関連して掲載する内容は、本要項と同等の効力を持つものとします。

(3) 応募書類の提出

ア 応募書類　「幼保連携型認定こども園 設置運営事業者応募書類一覧」（別紙３）のとおりです。応募書類は紙媒体のほか、データファイル（ＰＤＦ、Ｅｘｃｅｌ）も提出していただきます。

イ 提出部数　正本１部、副本１１部の合計１２部
（１部ずつＡ４ファイルに綴じてください）
応募書類のデータファイル（ＣＤ化等）１部

ウ 注意事項

(A) 応募書類についてはページ番号(全ページの通し番号)を付記の上、資料番号ごとにインデックスを貼付した仕切り紙を挿入してください。また、添付書類は各様式の後に添付し、インデックスを貼付してください。

(B) 受付期間を過ぎたものは受理しません。

(C) 提出された書類等は返却しません。

(D) 受付期間後は応募書類を変更することはできません。

(E) 必要に応じて、別途資料を請求することがあります。

(F) 応募のために生じる一切の費用については事業者の負担とします。

(G) 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、事業者の選考に係る事項を公表する場合及びその他市長が必要と認める場合には、市が応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(H) 提出された書類については「西尾市情報公開条例（平成１３年１２月２５日西尾市条例第２０号)」など関連規定により公開することがあります。

(I) 書類提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）で届け出てください。

(4) 応募書類の受付

ア 受付期間　令和８年１２月４日（金）から１２月１５日（火）
午前９時から午後４時まで（土・日・祝日を除く）

イ 受付場所　西尾市役所 １階 保育課 入園担当

※ 応募書類は受付場所に持参して提出ください。（遠隔地の事業者で持参による申込ができない場合に限り、郵便等による受付を行います。郵便等による提出を希望される場合は、事前に相談してください。）

※ 応募書類の提出時には、資料の内容を説明できる方が来庁してください。

１０　選考及び決定

(1) 選考は「西尾市認可保育所等設置運営事業者選考委員会」による選考を踏まえ、事業者を決定します。

(2) 選考の方法は、幼保連携型認定こども園設置運営事業者選考方法（別紙４）のとおりとします。

(3) 結果については、全ての応募事業者あてに通知するとともに公表します。

(4) 審査内容等については、原則として非公開とします。（西尾市情報公開条例第７条第３号及び第５号）

(5) 選考された事業者は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。

(6) 審査内容、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けません。

(7) 審査の結果、不採択となったことによる事業者の不利益については、市は一切その責を負わないものとします。

(8) 選考の結果、決定法人なしとする場合があります。

(9) 応募がなかった場合、又は、決定法人なしとした場合は、再度募集を行う予定です。

１１　事業者選考及び事業者決定後のスケジュール

事業者選考及び事業者決定後の主なスケジュール（予定）（別紙５）のとおり。

１２　設置手続及び財産管理等

(1) 幼保連携型認定こども園の設置認可に関する手続き等は、事業者が行うこととします。

(2) 幼保連携型認定こども園の建物・備品等

建物や備品等は事業者によって建設及び調達していただきますが、施設整備事業が国の「就学前教育・保育施設整備交付金」の対象になる場合は「西尾市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱」に基づき市の補助金を交付します。

ただし、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」等が不採択となった場合、又は、市の補助金の予算が可決されない場合は、補助金は交付しませんので、このような場合は、開園時期が遅れる場合もあります。

１３　問い合わせ先

〒４４５－８５０１
愛知県西尾市寄住町下田２２番地
西尾市 子ども部 保育課 入園担当
電　　話：０５６３－６５－２１１０（直通）
ファクス：０５６３－５４－９２４４
Ｅメール：kodomo@city.nishio.lg.jp